

○防災科学技術研究所における政府調達に関する協定に係る物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程

(平成 13 年 5 月 23 日 13 規程第 58 号)

改正 平成 23 年 3 月 31 日 23 規程第 8 号 平成 26 年 2 月 13 日 26 規程第 1 号  
平成 27 年 4 月 1 日 27 規程第 46 号 平成 30 年 12 月 27 日 30 規程第 117 号  
令和 2 年 12 月 22 日 2 規程第 38 号 令和 7 年 3 月 6 日 7 規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改定する議定書によって改正された 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「改正協定」という。)その他国際約束を実施するため、国立研究開発法人防災科学技術研究所(以下「研究所」という。)の締結する契約のうち、国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、防災科学技術研究所会計規程(13 規程第 32 号)及び契約事務規程(13 規程第 35 号)の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品等 動産(現金及び有価証券を除く。)及び著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 10 号の 2 に規定するプログラムをいう。
- (2) 特定役務 改正協定の附属書 I 日本国の付表 5 に掲げるサービス及び同附属書 I 日本国の付表 6 に掲げる建設サービス(本規程において「建設工事」という。)に係る役務をいう。
- (3) 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約(当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 2 条第 2 項に規定する特定事業(建設工事を除く。)にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 57 号)による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。)をいう。
- (4) 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この規程は、研究所の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格(物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが 12 ヶ月以下の場合は当該期間

における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12ヶ月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は1月当たりの予定賃借料又は1月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。)が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上の額であるもの(以下「特定調達契約」という。)に関する事務について適用する。

- (1) 物品等の調達契約 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号。以下「国の特例政令」という。)第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- (2) 特定役務のうち建設工事の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- (3) 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額
- (4) 特定役務のうち前二号以外の調達契約 国の特例政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額

2 前項の予定価格は、調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合にあつては、当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあつては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

(参加のための条件)

第3条の2 契約担当役は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

(契約の方式)

第4条 特定調達契約につき契約を締結する場合においては、第13条の規定により随意契約によることができる場合を除き、一般競争(以下「競争」という。)に付さなければならない。

2 競争は、入札の方法をもって行うものとする。

(競争参加者資格に関する審査等)

第5条 契約担当役は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、契約事務規程第3条の規定により競争参加者に必要な資格が定められている場合において、競争に参加しようとする者の審査については、随時にしなければならない。

2 供給者登録制度(関心を有する供給者が登録し、一定の情報を提供することを要求するもの)を維持する場合には、供給者がいつでも登録を申請することができることと

し、かつ、契約担当役は、合理的に短い期間内に、関心を有する供給者に対し登録が許可されたかどうかを通知しなければならない。

- 3 契約担当役は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、契約事務規程第3条の規定により競争参加者に必要な資格が定められている場合において、当該特定調達契約が見込まれる年度ごとに、申請の時期及び方法等について、官報により公示しなければならない。
- 4 契約担当役は、前項の公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
  - (1) 調達をする物品等又は特定役務の種類
  - (2) 契約事務規程第3条に規定する競争参加者に必要な資格の基本となる事項
  - (3) 契約事務規程第3条に規定する競争参加者に必要な資格の有効期間及び当該期間の更新手続  
(審査期間経過後における資格審査の申請等)

第6条 契約担当役は、資格審査の申請期間を経過した後、当該期間内に資格審査の申請を行うことができなかつた者から資格審査の申請があつた場合で、開札の日時までに資格審査を終了することができるものと認められるときは資格審査の申請を受理するものとする。

- 2 前項の規定により資格審査の申請を受理した場合で、開札の日時までに資格審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめその旨を当該申請を行ったものに通知しなければならない。
- 3 第1項の資格審査の申請を行った者から入札書の提出があつた場合で、開札の日時までに資格審査が終了しなかつたときは、その入札書を返却するものとする。  
(競争の公告)

第7条 契約担当役は、第4条に規定する競争により契約を締結しようとするときは、入札書を受理する最終期日の前日から起算して少なくとも40日前(一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで)に官報により公告をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、その期間を当該各号に規定する日数まで短縮することができる。

- (1) 特定調達契約に係る次に掲げる事項について、特定調達契約につきこの項の規定による公告(以下「一般競争公告」という。)を行う日の前日から起算して1年前の日から40日前の日までの間に官報によりあらかじめ公示している場合  
10日  
イ 調達の内容  
ロ 入札期日として予定する日付  
ハ 調達に関心を有する者は、契約担当役に対して当該調達に係る入札に参加しようとする意思がある旨の表明をすべきこと。  
ニ 第9条に規定する文書を交付する場所

ホ 次条各号に掲げる事項(この号の規定による公示の際に示すことができないものを除く。)

- (2) 特定調達契約の締結までに急を要する場合 10日
- (3) 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合 40日から、5日にその該当する場合の数を乗じて得た日数を減じた日数
  - イ 一般競争公告を官報の発行に関する法律(令和5年法律第85号)第5条の規定により発行される官報により行う場合
  - ロ 第9条に規定する文書の交付(一般競争広告を行った日から行われる交付に限る。)を電子情報処理組織を使用して行う場合
  - ハ 入札書の受領を電子情報処理組織を使用して行う場合
- (4) 特定調達契約により調達される物品等又は特定役務が、政府以外の者により通常行われる取引(物品等の取引にあつては、売買取引に限る。)の対象となる物品等又は特定役務(当該取引の際に それらの仕様の変更又は追加をすることができないものに限る。)である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日数
  - イ 前号イ及びロに掲げる場合に該当する場合(ロに掲げる場合を除く。) 13日
  - ロ 前号イからハマまでに掲げる場合の全てに該当する場合 10日

(競争について公告する事項)

第8条 前条の規定による公告は次に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
  - (2) 競争参加者資格に関する事項
  - (3) 契約条項を示す場所
  - (4) 入札書を受理する場所及び入札書の受理期限
  - (5) 開札の日時及び場所
  - (6) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
  - (7) 一連の調達契約にあつては、当該一連の調達契約のうち一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
  - (8) 防災科学技術研究所契約事務規程第3条第2項の規定による申請の時期及び場所
  - (9) 第9条に規定する文書の交付に関する事項
  - (10) 落札者の決定の方法
  - (11) 契約の手續において使用する言語及び通貨
  - (12) その他必要な事項
- 2 契約担当役は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

3 契約担当役は、第1項の規定による公告をするときは、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、掲載するものとする。

- (1) 調達する物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 入札期日又は防災科学技術研究所契約事務規程第3条第2項の規定による申請の時期
- (3) 契約担当役等の氏名及びその所属名称  
(技術仕様)

第8条の2 契約担当役が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。

- (1) 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。
- (2) 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。

2 契約担当役は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

(入札説明書の交付)

第9条 契約担当役は、特定調達契約につき競争に付そうとする場合には、競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により入札説明書を交付する。入札説明書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 第8条第1項各号に掲げる事項(入札説明書の交付に関する事項を除く。)
- (2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
- (3) 開札に立ち会う者に関する事項
- (4) 契約担当役等の氏名及びその所属名称
- (5) 契約の手続において電子情報処理組織を用いる場合には、当該電子情報処理組織に関する事項
- (6) その他必要な事項

(入札)

第10条 特定調達契約の入札は、書面をもって、直接又は郵便により行わせるものとする。

(入札書の引換等の禁止)

第11条 契約担当役は、特定調達契約につき入札を行う場合には、入札者が提出した入札書の引換、変更又は取消をさせてはならない。

(入札の無効)

第12条 契約担当役は、特定調達契約につき競争に付した場合には、競争参加者資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とするものとし、無効とされた入札を行った者に対して、その旨を通知するものとする。

(落札)

第12条の2 契約担当役は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。

(随意契約によることができる場合)

第13条 特定調達契約につき随意契約によることができる場合は、次の各号の一に掲げる場合に限るものとする。

- (1) 競争に応ずる入札がないとき、再度の入札を行っても落札者がいないとき、落札者が契約を結ばないとき又は行われた入札がなれ合い若しくは入札に関する条件に合致していないとき。
- (2) 他の物品等をもって代替させることができない芸術品の調達又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合であつて、当該調達の相手方が特定されるとき。
- (3) 既に調達した物品等又は特定役務(以下「既調達物品等」という。)の交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等又は特定役務の調達をする場合であつて、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達したならば既調達物品等の使用等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (4) 調査、研究又は独自の開発に係る特定の契約の過程において、初めて開発された物品等又は特定役務を調達するとき。
- (5) 既に契約を締結した建設工事(以下「既契約工事」という。)についてその施工上予見し難い事由が生じた事により既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事(以下「追加工事」という。)で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額が既契約工事の100分の50以下であるものの調達をする場合であつて、既契約工事の調達相手方以外の者から調達したならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生じるおそれがあるとき。
- (6) 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事(以下「既契約工事」という。)に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事(以下「同種工事」という。)の調達をする場合、又は、この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であつて、既契約工事の調達相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。
- (7) 緊急の必要により競争に付することができないとき。

- (8) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等又は特定役務を調達するとき。
- (9) 慈善のため設立した救済施設から直接に物品等を買入れ若しくは借入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき(物品等の買入れ又は借入れの場合にあっては、当該物品等を慈善のため設立した救済施設が生産する場合に限る。)

2 契約担当役は、前項の規定により随意契約を行おうとする場合には、別に定める契約審査委員会の審査を受けなければならない。

(競争に関する記録)

第 14 条 契約担当役は、特定調達契約につき競争により落札者を決定したときは、次の各号に掲げる事項について、記録(契約の手續において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。)を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管するものとする。

- (1) 入札者及び開札に立ち会った者の氏名
- (2) 入札者の申込みに係る価格
- (3) 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
- (4) 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
- (5) 第 6 条第 2 項の規定により通知した場合には、当該通知に関する事項
- (6) その他必要な事項

(随意契約に関する記録)

第 15 条 契約担当役は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、契約の日から少なくとも三年間保管するものとする。

(落札情報の公示)

第 16 条 契約担当役は、特定調達契約につき競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、次の各号に掲げる事項をその日の翌日から起算して 72 日以内に、官報により公示しなければならない。

- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
- (2) 契約担当役の氏名並びに当研究所名及び所在地
- (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- (6) 契約の相手方を決定した手續
- (7) 第 7 条の公告を行った日
- (8) 随意契約による場合にはその理由

(9) その他必要な事項  
(苦情の処理等)

第17条 契約担当役は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情及び統一的な情報提供等の窓口を設け、当該処理に当たる職員を指定するものとする。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、特定調達契約に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成13年5月23日から施行する。

附 則(平成23年3月31日 23規程第8号)

この規程は平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月13日 26規程第1号)

- 1 この規程は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の前日において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則(平成27年4月1日 27規程第46号)

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月27日 30規程第117号)

- 1 この規程は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずる日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の前日において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則(令和2年12月22日 2規程第38号)

- 1 この規程は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定が効力を生ずる日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の前日において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則(令和7年3月6日 7規程第1号)

- 1 この規定は、令和7年3月28日から施行する。

- 2 この規程は、この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。